【勧告の対象となった違反事実】
１．課徴金納付命令対象者①は、ＳＢＩフューチャーズ株式会社(以下「ＳＢＩフューチャーズ」という。)と株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、ＳＢＩフューチャーズがＳＢＩホールディングス株式会社と株式交換を行うことを決定した事実（以下「本件重要事実」という。)の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年４月27日より前の、同月20日から同月24日までの間、ＳＢＩフューチャーズの株式合計18株を、自己の計算において、買付価額44万9,300円で買い付けた。
２．課徴金納付命令対象者②は、ＳＢＩフューチャーズと株式交換比率算定に係る業務委託契約の締結の交渉をしていた会社の社員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、本件重要事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年４月27日より前の、同月21日から同月24日までの間、ＳＢＩフューチャーズの株式合計６株を、自己の計算において、買付価額14万8,020円で買い付けた。
【課徴金額】
課徴金納付命令対象者①　31万円
課徴金納付命令対象者②　10万円
【勧告後の経緯】　（課徴金納付命令対象者①及び②とも同日）
審判手続開始決定日　平成22年11月26日
課徴金納付命令日　平成22年12月27日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑭　インスペック株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成22年12月21日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、インスペック株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年７月23日から平成21年７月29日までの間、５取引日にわたり、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計161株を買い付ける一方、同株式合計137株を売り付け、同株式の株価を２万8,000円から３万6,800円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。
【課徴金額】　1,864万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年12月21日
審判手続中（平成23年５月31日現在）

⑮　北越紀州製紙株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
（アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦）
【勧告年月日】　平成23年１月25日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、北越紀州製紙株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、約定させる意思のない売り注文を発注するなどして売り板を厚く見せることにより売り注文を誘引したり、約定させる意思のない買い注文を発注するなどして買い板を厚く見せることで買い注文を誘引するなどの方法により、
１．平成22年６月14日午後零時35分ころから同日午後１時54分ころまでの間、延べ合計102万6,000株の売り注文の発注等及び延べ合計116万7,500株の買い注文の発注等を行うとともに、合計51万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
２．平成22年６月15日午前９時29分ころから同日午後零時21分ころまでの間、延べ合計117万6,500株の売り注文の発注等及び延べ合計149万7,000株の買い注文の発注等を行うとともに、合計54万株の売買を自己に有利な株価で約定させ、
もって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。
本件は、コンピュータシステムがその時点の株価や出来高に応じて自動的に株式売買注文のタイミングや数量を決めて取引を行う「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した事案である。課徴金納付命令対象者は、約定させる意思のない大量の注文を発注（見せ玉発注）することにより、その発注に対して瞬時に反応してくるアルゴリズム取引により、当該対象者の買いたい株価、売りたい株価に誘引することを意図して、売買約定させ、それを短時間のスパンで繰り返し、都度、数円の利ざやを得ていたものである。
【課徴金額】　57万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成23年１月25日
課徴金納付命令日　平成23年２月16日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯　株式会社シニアコミュニケーション株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成23年２月４日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社シニアコミュニケーションの株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成21年８月７日から平成21年８月13日までの間、５取引日にわたり、⑴連続して成行であるいは直前約定値より高値で買い注文を発注して高値で約定させたり、⑵成行であるいは直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げたり、⑶成行で買い注文を発注して終値を引き上げたり、⑷約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計174株の買付け及び合計190株の売付けを行ったほか、同株式延べ合計150株の買付けの委託を行い、同株式の株価を１万5,010円から１万9,480円まで引き上げるなどし、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。
【課徴金額】　30万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成23年２月４日
課徴金納付命令日　平成23年３月３日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑰　株式会社ファミリーマート社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成23年２月15日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、ファミリーマートが株式会社エーエム・ピーエム・ジャパンを子会社化するため同社株式を取得することを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年11月13日より前の同月11日に、自己の計算において、ファミリーマートの株式合計１万株を買付価額2,483万円で買い付けた。
【課徴金額】　347万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成23年２月15日
課徴金納付命令日　平成23年３月16日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。